(四) 電力用コンデンサー	1 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の設置	
	2 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の改造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの	
	3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の取替え	
(五) 分路リアクトル又は限流リアクトル	1 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置	
	2 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの	
	3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの取替え	
(六) 周波数変換機器又は整流機器	1 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機器又は整流機器の設置	